

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対する意見書

今日、選択的夫婦別姓に関する国民世論は分かれており、国民的合意には至っていません。

また、三世代同居の減少など家庭をとりまく環境が変化し、離婚の増加、児童虐待等、家族の絆が希薄になっており、これらを憂う立場から伝統的家族の価値観を尊重する国民感情も根強くあります。

本来、民法は家族を保護する為の基本的な法制度であり、安定した家庭生活が営まれるよう夫婦関係、親子関係等を保護しているものであります。

しかし、選択的夫婦別姓制度が導入されることになれば、夫婦の一体感の希薄化、ひいては、離婚が容易に出来る社会の形成に繋がることが懸念されます。のみならず親子別姓や場合によっては兄弟別姓をもたらすこともあり、子供の心に取り返しのつかない傷を与えることになりかねません。子供に与える影響を鑑みれば、我が国の将来に大きな禍根を残すことになるかと危惧するものであります。

家庭の重要性が叫ばれる今日、むしろ必要なのは社会と国家の基本単位である家族の一体感の再認識であり、家族の絆を強化する施策ではないでしょうか。

一部の働く女性から旧姓使用を求める声もありますが、これについては、民法を改正する必要はなく、各分野の運用面での対応等で、現実的方策による解決を図るべきであります。

以上の内容を踏まえ、婚姻制度や家族の在り方に極めて重大な影響を及ぼす「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」を行わないよう強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年3月17日

茨城県つくばみらい市議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣